平成２６年（フ）第１８９号
青森県むつ市金曲３丁目13番地37号
破産者　有限会社和組
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
東京都新宿区若葉３丁目10番地
破産者　株式会社フォーシーズン
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４号
茨城県笠間市上郷3077番地１
破産者　亡門脇稔相続財産
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
神奈川県相模原市南区相模台団地６番６－401号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市原町田２丁目22番21－305号
破産者　岸本　武久
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４５号
東京都小平市中島町１番３号コーポベーク103号
破産者　谷本　清貴
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
神奈川県厚木市上古沢72番地
破産者　株式会社島清
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２３号
山口県宇部市大字東岐波1569番地１
破産者　オプティマルフィットネス株式会社
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０３号
香川県高松市朝日町３丁目２番１号
破産者　吉田樹脂化学株式会社
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
香川県高松市林町470番地１
破産者　有限会社セイバー
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
鹿児島県出水市中央町1587番地
破産者　橋口　　盛
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
群馬県伊勢崎市連取町1693番地１　グランドール連取Ｃ202、開始決定時の住所群馬県渋川市半田2137番地１
破産者　加藤　孝雄
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
東京都豊島区高松３丁目11番11号　メゾン成田202号、開始決定時の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地469
破産者　上野　　範
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３８号
福井県鯖江市下河端町第68号78番地
破産者　嶋川　佳之
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７７号
愛知県春日井市中新町１丁目３番地３
破産者　前田　秀清
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３２号
名古屋市中川区大当郎１丁目1205番地　エスポワールハイムＡ棟101号
破産者　関　　修
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７０号
兵庫県姫路市西今宿５丁目６番25号　ローズコート今宿１番館
破産者　塚本　真啓
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７６号
奈良市京終地方西側町11番地の３
破産者　中西　文治
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５８号
広島県呉市海岸１丁目６番５号
破産者　石田　陽久
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部